

広島県告示第百六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和六年二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	令和元年広島県告示第三百八十五号			
所在地	広島県呉市天応伝十原町及び同市天応町地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	伝十原川（八七）	土石流	土砂災害の自然現象
	区域の名称	伝十原川（八七）	土石流	土砂災害の自然現象
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	背戸川支川（九〇b）	土石流	土砂災害の自然現象
	区域の名称	背戸川支川（九〇b）	土石流	土砂災害の自然現象